

弘前市協働によるまちづくり物品貸出要領

1 趣 旨

この要領は、まちづくり活動（市民の幸せな暮らしを実現するために行う公共的な活動をいう。以下同じ。）を行う団体の活動を支援し、地域の活性化・まちづくり活動の充実を図るため、公務に支障のない範囲において市が所有する物品の貸出を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出対象

市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員としている団体であり、かつ、主に市内を活動拠点としている町会、NPO法人、学生団体、ボランティア団体、市民活動団体等（以下「申請者」という。）が行うまちづくり活動を対象とする。

3 貸出の拒否

次のいずれかに該当すると認めるときは、物品の貸出をしない。

- (1) 営利を目的とする活動と認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 宗教的若しくは政治的活動に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

4 貸出物品

別紙物品一覧表のとおりとする。

5 使用区域

原則として、弘前市内とする。

6 使用料

使用料は無料とする。ただし、物品に使用する燃料などの消耗品代は申請者負担とする。

7 貸出期間

貸出期間は、原則として4日以内（貸出日及び返却日を含む。）とする。

8 申 請

申請者は、使用する5日前までに物品を所管する部署（以下「所管課」という。）に弘前市協働によるまちづくり物品借用申請書を提出しなければならない。なお、事前に空き状況を確認する場合も、申請者と所管課が調整を行うものとする。

9 貸出

所管課は申請の内容について審査し、貸出の可否を決定し、申請者にその結果を通知するものとする。貸出を承認した場合、申請者は、弘前市協働によるまちづくり物品借用証書を提出し、所管課が指定した日時、場所において物品の貸出を受けるものとし、貸出をした所管課は、物品貸付簿に記入し、管理するものとする。

10 返却

申請者は、使用後速やかに物品を貸出前の現状に復して所管課が指定する場所へ返却を行わなければならない。

11 目的外使用及び転貸の禁止

申請者は、借り受けた物品を自らの責任において管理し、貸出目的以外の使用又は転貸してはならない。

12 申請者の義務

申請者は、借り受けた物品等を適正に使用することとし、大切に取り扱いなければならない。

13 貸出の取消し等

所管課は、次の各号のいずれかに該当するときは、物品の貸出を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 貸出の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 故障により使用することができなくなったとき。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5) 所管課において、急な公務等により使用が必要となったとき。
- (6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

上記(1)～(6)により、申請者が当該物品の貸出を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた申請者の損害については、市長はその責めを負わないものとする。

14 故障等への対応

貸出中に申請者の故意又は過失により、物品を損傷し、又は紛失した場合は、申請者が責任を持って修理、又はその損害を賠償しなければならない。

15 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、その都度、申請者と所管課が協議して決めるものとする。なお、所管課において本要領とは別に物品貸出要領等を定めている場合は、それに従うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月13日から施行する。